

船舶事故等調査報告書

平成24年5月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012長第5号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成24年1月22日 03時15分ごろ	
発生場所	佐賀県唐津市加部島北東岸 唐津市所在の肥前立石埼灯台から真方位140°550m付近 (概位 北緯33°33.8′ 東経129°53.2′)	
事故等調査の経過	平成24年1月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 <sup>きんえい</sup> 金栄丸、199トン	
船舶番号、船舶所有者等	133550、博竜海運有限会社	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	バラストタンクに亀裂を含む擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、鋼材約650tを積載し、船首約2.6m、船尾約3.6mの喫水で唐津市土器埼北方を自動操舵により約11ノットの速力、約248°（真方位）の針路で航行中、船長が、眠気を催したものの、操舵室の背もたれ付きの椅子に腰を掛けて船橋当直を行っていたところ、居眠りに陥り、予定変針場所を通過して航行し、平成24年1月22日03時15分ごろ加部島北東岸に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 3 海象：潮汐 低潮時	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、土器埼北方沖を西南西進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったことから、予定変針場所を通過して航行し、加部島北東岸に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、眠気を催した際、背もたれ付きの椅子に腰を掛けた状態で当直を続けたことから、居眠りに陥ったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、土器埼北方沖を西南西進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったため、予定変針場所を通過して航行し、加部島北東岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船橋当直者は、眠気を感じたときには、椅子に腰を掛けず、操舵室内を移動したり、外気に当たったりして眠気を解消すること。	